

									東部福祉事務所長														
九 烏取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略								所長														
2 同条例第16条の規定による届出の受理(一) 建築物に係るもの(鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域のものであつて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。)(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの(二) 路外駐車場に係るもの(市街の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。)(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの(4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの(5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 八頭地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長	○ 日野総合事務所長							
3 同条例第17条の規定による指導及び助言(一) 建築物に係るもの(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの(二) 路外駐車場に係るもの(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの(4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの								○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 八頭地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	○ 日野総合事務所長	○ 日野総合事務所長							
九 烏取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略							2 同条例第16条の規定による届出の受理(一) 建築物に係るもの(鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域のものであつて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。)(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの(3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの(二) 路外駐車場に係るもの(市街の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。)(1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの(2) (1)以外のもの							○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長
3 同条例第17条の規定による指導及び助言(一) 建築物に係るもの(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの(3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの(二) 路外駐車場に係るもの(1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの(2) (1)以外のもの								○ 鳥取地方県土整備局長	○ 倉吉地方県土整備局長	○ 米子地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長	○ 日野総合事務所長	○ 地方県土整備局長							

<p>に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 東部総合保健局の管轄区域に係るもの (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (3) 西部総合保健局の管轄区域に係るもの (4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<input type="radio"/> 西部総合事務所長 <input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長 <input type="radio"/> 八頭地方県土整備局長 <input type="radio"/> 中部総合事務所長 <input type="radio"/> 西部総合事務所長 <input type="radio"/> 口野総合事務所長 <input type="radio"/> 東部総合保健局長 <input type="radio"/> 中部総合事務所長 <input type="radio"/> 西部総合保健局長 <input type="radio"/> 日野総合事務所長	<p>区域に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 路外駐車場に係るもの (1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p> <p>(三) 道路、公園に係るもの (1) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	<input type="radio"/> 米子地方県土整備局長 <input type="radio"/> 日野総合事務所長 <input type="radio"/> 地方県土整備局長 <input type="radio"/> 日野総合事務所長 <input type="radio"/> 倉吉地方県土整備局長 <input type="radio"/> 米子地方県土整備局長 <input type="radio"/> 日野総合事務所長 <input type="radio"/> 倉吉地方县土整备局长 <input type="radio"/> 米子地方县土整备局长 <input type="radio"/> 日野综合事務所长 <input type="radio"/> 健康福祉センター所长				
10 同条例24条第2項の規定による要請							
(一) 建築物に係るもの							
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの							
(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							
(二) 路外駐車場に係るもの							
(1) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの							
(2) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							
(3) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの							
(4) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの							
(5) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							
(三) 道路、公園に係るもの							
(1) 東部総合保健局の管轄区域に係るもの							
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの							
(3) 西部総合保健局の管轄区域に係るもの							
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの							
十一~三十七 略							
障一 身体障害者	1 同法第10条第1項 害者福祉法 第1号又は第2号イ						
障一 身体障害者	1 同法第10条第1項 害者福祉法 第1号又は第2号イ						

福祉課	昭和24年法律第283号に基づく権限に属する事務	の規定による市町村への機能の実施に関する市町村相互間の連絡監査若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えて立地的見地からの実情の把握 <u>(一) 同法第7条の3第1項の規定によるあっせん調査若しくは要請又は同法第8条第3項の措置に係るもの(二) (一)以外のもの</u>	○	身体障害者更生相談所長	昭和24年法律第283号に基づく権限に属する事務	の規定による市町村への機能の実施に関する市町村相互間の連絡監査若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えて立地的見地からの実情の把握	○					
	2~5 略											
	6 同法第17条の4第2項の規定により算定された住宅生活支援費の請求		○	中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部福祉保健局長 西部福祉保健局長	6 同法第17条の4第2項の規定により算定された住宅生活支援費の請求			○	地域福祉センター所長 日野総合事務所長			
	7 略											
	8 同法第17条の10第2項の規定により算定される施設訓練等支援費の請求		○	中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部福祉保健局長 西部福祉保健局長	8 同法第17条の10第2項の規定により算定される施設訓練等支援費の請求			○	地域福祉センター所長 日野総合事務所長			
	9 略											
	10 同法第17条の21の規定による指定住宅支援事業者等に対する報告等の義務等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施		○	日野総合事務所福祉保健局長 福祉事務所長	10 同法第17条の21の規定による指定住宅支援事業者等に対する報告等の義務等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施			○				
	11~13 略											
	14 同法第7条の公第1項の規定による指定身体障害者更生施設の設置者等に対する報告等の義務等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施		○	日野総合事務所福祉保健局長 福祉事務所長	14 同法第7条の22第1項の規定による指定身体障害者更生施設の設置者等に対する報告等の義務等若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備、帳簿書類等の検査の実施			○				
	15~17 略											
	18 同法第18条第3項の規定により県立身体障害者更生施設への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの収取		○	中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部福祉保健局長 西部福祉保健局長	18 同法第18条第3項の規定により県立身体障害者更生施設への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの収取			○	地域福祉センター所長 日野総合事務所長			
	19~23 略											
	24 同法第39条第1項の規定による身体障害者住宅生活支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所への立入検査		○	日野総合事務所福祉保健局長 福祉事務所長	24 同法第39条第1項の規定による身体障害者住宅生活支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所への立入検査			○				

	の実施														
25 同法第39条第2項 の規定による市町村 が設置する虐待害 者更生援助施設の長 に対する報告の請求 及び関係者の質問 又は施設等への立入 検査の実施						○	日野総合事務 所福祉保健局 長 福祉事務所長								
26~28 略															
二 略															
三 児童福祉 法(昭和22 年法律第 164号)に 基づく知事の 権限に属す る事務(障 害福祉課の 所掌事務に 係るものに 限る。)	1~8 略														
9 同法第30条の2の 規定による児童の保 護についての指示及 び報告の収取						○	児童相談所長								
10~22 略															
四 略															
五 特別助産 扶養手当等 の支給に関 する法律(昭 和39年法律 第134号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1~6 略														
7 同法第7条の規定 による障害扶助手 当の支給							○	中部総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部総合保健 局長 西部総合保健 局長							
8 略															
9 同法第22条第2項 (同法第26条の5に おいて削除する場 合を含む。)の規定 による返還金の受領						○	中部総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部総合保健 局長 西部総合保健 局長								
10 同法第26条第1項 (同法第26条の5に おいて削除する場 合を含む。)の規定に よる不正利得の発見						○	中部総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部総合保健 局長 西部総合保健 局長								
11~22 略															
六 国民年金 法等の一部 を改正する 法律(昭和 60年法律第 34号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同法附則第7条第 1項の規定による福 祉手当の支給						○	中部総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部総合保健 局長 西部総合保健 局長							
2 同法附則第7条第 2項において削除す る特別児童扶養手 当等の支給に関する法 律第22条第2項の規 定による返還金の受 領						○	中部総合事務 所長 日野総合事務 所長 東部総合保健 局長 西部総合保健 局長								
七 略															
八 知的障害 者福祉法(昭 和35年法律第 37号)に基 づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第1条第1項 第1号又は第2号イ の規定による市町村 への援助の実施に關 する市町村相互間の 連絡調整及び援助等 の業務の実施並にこ の実施														
の実施	1 同法第11条第1項 第1号又は第2号イ の規定による市町村 への援助の実施に關 する市町村相互間の 連絡調整及び援助等 の業務の実施並にこ の実施							○	知的障害者更 生相談所長						

二及び三 略						
四 介護保険 法(平成9年法律第125号)に基く知事の権限・属する事務が複数合の長に委任したものと除く。)						
1~4 略						
5 同法第11条第2項の規定により算定される居宅介護サービス費、同法第8条第2項の規定により算定される施設介護サービス費及び同法第53条第2項第2号の規定により算定される居宅支援サービス費の請求						○ 中部総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
6 同法第71条第1項ただし書の規定による保健医療機関又は保育園の開設者からの別段の申出の受理						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
7 同法第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護施設型医療施設の開設者からの別段の申出の受理						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
8 略						
9 同法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等への報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
10~12 略						
13 同法第83条第1項の規定による指定居宅介護事業者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
14~16 略						
17 同法第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等への報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
18~26 略						
27 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長 西部総合保健局長
28~32 略						
33 同法第112条第1項の規定による指定介護施設型医療施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は						○ 中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部総合保健局長
二及び三 略						
四 介護保険 法(平成9年法律第125号)に基く知事の権限・属する事務が複数合の長に委任したものと除く。)						
1~4 略						
5 同法第11条第2項の規定により算定される居宅介護サービス費、同法第8条第2項の規定により算定される施設介護サービス費及び同法第53条第2項第2号の規定により算定される居宅支援サービス費の請求						○ 健康福祉センター所長
6 同法第71条第1項ただし書の規定による保健医療機関又は保育園の開設者からの別段の申出の受理						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長
7 同法第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は指定介護施設型医療施設の開設者からの別段の申出の受理						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長
8 略						
9 同法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等への報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は帳簿書類等の検査						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長
10~12 略						
13 同法第83条第1項の規定による指定居宅介護事業者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長
14~16 略						
17 同法第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等への報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所長
18~26 略						
27 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所福祉保健局長
28~32 略						
33 同法第112条第1項の規定による指定介護施設型医療施設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出席の要求、関係者に対する質問又は						○ 健康福祉センター所長 日野総合事務所長

	設備等の検査						局長 西日本保健 局長							
	34~37 略													
五~十一 略														
十二 国民健 康保険法(昭和33年法 律第192号)に基づく 知事の権限に属する事 務	1~10 略													
	11 同法第88条第1項 の規定による審査委 員の数の決定	○												
	12 同法第88条第2項 の規定による委員の 委嘱	○												
	13 略													
	14 略													
	15 略													
子ども家庭課 題	一一四の三 略													
五 母子及び 寡婦扶助法 (昭和33年 法律第129 号)に基づく 知事の権限に 属する事務	1~4 略													
	5 同法第31条の規定 による給付金の支給 の決定							○	日野総合事務 所福保健局 長 福祉事務所長					
六 母子及び 寡婦扶助法 施行令(昭和 33年政令 第224号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1~7 略													
	8 同令第2条の規定 による給付金を支給 する教育訓練の指定							○	日野総合事務 所福保健局 長 福祉事務所長					
	9 同令第30条の規定 による資格の決定					○								
七~十四 略														
略														
環境政策課 題	一一二十六 略													
二十七 烏鵲 の保護及び 獣害の面 化に関する 法律(平成 14年法律 第88号) に基づく知事 の権限に属 する事務(市 町村長に委 任したもの を除く。)	1 同法第4条第1項 の規定による烏鵲保 護対策計画の樹立	○												
	2 同法第7条第1項 の規定による特定烏 鵲の管理計画の樹 立	○												
	3 同法第9条第1項 の規定による烏鵲の 捕獲等の許可							○	保健所長					
	4 同法第10条第1項 の規定による必要な 措置の命令							○	保健所長					
	5 同法第10条第2項 の規定による許可の 取消し							○	保健所長					
	6 同法第12条第2項 の規定による対象狩 獵鳥類の捕獲等の禁 止又は制限	○												
	7 同法第14条第2項 の規定による特定烏 鵲の捕獲の禁止又は 制限の解除	○												
	8 同法第15条第1項 の規定による指定風 法禁山区域の指定	○												
	9 同法第15条第4項 の規定による指定風 法禁山区域内における							○	保健所長					

る鳥獣の捕獲等の許可							
10 同法第19条第3項の規定による登録票の交付					○	保健所長	
11 同法第19条第5項の規定による有効期間の更新					○	保健所長	
12 同法第19条第6項の規定による登録票の再交付					○	保健所長	
13 同法第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定	○						
14 同法第29条第1項の規定による特別保護地区の指定	○						
15 同法第29条第7項の規定による特別保護地区内における建築物等の新築等の許可	○						
16 同法第30条第2項の規定による行為の中止等の命令等	○						
17 同法第32条第3項の規定による損失補償の暫定決定	○						
18 同法第34条第1項の規定による休耕区の指定	○						
19 同法第35条第1項の規定による銃砲禁止区域又は撃撃制限区域の指定	○						
20 同法第35条第3項の規定による統制制限区域又は銃獣の取扱					○	保健所長	
21 同法第41条の規定による狩猟免許試験の実施	○						
22 同法第43条の規定による狩猟免状の交付		○				保健所長	
23 同法第50条第1項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消し	○						
24 同法第50条第3項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止	○						
25 同法第51条第2項の規定による狩猟に因る過当感度の実施					○	保健所長	
26 同法第51条第3項の規定による狩猟免許の更新		○				保健所長	
27 同法第51条第4項の規定による講習の実施					○	保健所長	
28 同法第52条第1項の規定による狩猟免許の取消し	○						
29 同法第52条第2項の規定による狩猟免許の全部若しくは一	○						

部の取消し又は効力の停止						
30 同法第56条第1項の規定による狩猣者の登録 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		○				保健所長
31 同法第56条の規定による狩猣者の数の制限	○					
32 同法第53条の規定による狩猣者の登録の取消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		○				保健所長
33 同法第54条の規定による狩猣者登録の取消し等 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		○				保健所長
34 同法第67条の規定による都道府県知事に対する通知	○					
35 同法第68条第1項の規定による獵区の設定の認可	○					
36 同法第72条第1項の規定による獵区の認可の取消し	○					
37 同法第73条第2項において準用する同法第1項の規定による獵区の維持管理に関する事務の委託	○					
38 同法第55条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可を受けた者からの報告の徴収		○				
39 同法第75条第3項の規定による立入検査の実施 (一) 環境省職員によるもの (二) (一)以外のもの		○	○			保健所長
40 同法第76条の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名		○				
41 同法第78条の規定による鳥獣保護員の設置		○				
42 同法第79条第2項の規定による指示					○	保健所長
略						
県 民 生 活 課	一一二十九 略					
三十 鳥取県 1 略 旅館業法施行条例(昭和22年条例第6条第2項) 行条例(昭和22年条例第6条第2項)						○ 保健所長
県 民 生 活 課	一一二十九 略					
三十 鳥取県 1 略 旅館業法施行条例(昭和22年条例第6条第2項)						

				所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	所県土整備局長 日野総合事務所県民局長			整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	整備局長 日野総合事務所県民局長
3	同条例第8条の規定による県営住宅の入居権者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取地方県土整備局長			3 同条例第8条の規定による県営住宅の入居権者の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
4	同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取地方県土整備局長			4 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
4の2	同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取地方県土整備局長			4の2 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
5	同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取地方県土整備局長			5 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土整備局長
6	同条例第9条第4項の規定による入居可能な日の通知 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務				○	鳥取地方県土整備局長			6 同条例第9条第4項の規定による入居可能な日の通知 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務	○	鳥取地方県土整備局長

所の管轄区域に係るもの	所県民局長	所の管轄区域に係るもの	所県民局長
7 同条例第9条第2項の規定による同居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長	7 同条例第9条第2項の規定による同居の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長
8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長	8 同条例第9条の3第1項の規定による入居の承認の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長
9 同条例第12条の規定による家賃の减免若しくは敷金の猶予又は敷金の償却の猶予 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長	9 同条例第12条の規定による家賃の减免若しくは敷金の猶予又は敷金の償却の猶予 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長
10 同条例第4条第2項の規定による県営住宅又は共同賃貸の修繕の指示及び居住者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長	10 同条例第4条第2項の規定による県営住宅又は共同賃貸の修繕の指示及び居住者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長
11 同条例第7条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長	11 同条例第7条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域	○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長

	もの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 長 日野総合事務所県民局長							<input type="radio"/> に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 日野総合事務所県民局長	
12	同条例第18条第1項に付し書の規定による県営住宅の構造等又は増築の承認 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
13	同条例第9条の規定による入居者の収入超過の有無の決定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
14及び15	略						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
16	同条例第22条第1項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告又は書類の閲覧若しくは説明の要求 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
17	略						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
18	同条例第23条第1項及び第3項の規定による県営住宅の検査 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
19	略						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長							<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長						<input type="radio"/> 鳥取地方県土整備局長	
七	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関するもの	1	同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土											1	同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取地方県土						<input type="radio"/> 鳥取地方県土

る条例(昭和13年鳥取県条例第5号)に基づく事務						整備局長	○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長	る条例(昭和13年鳥取県条例第5号)に基づく事務		整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (三) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの (四) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長 ○ 日野総合事務所県民局長
2 同条例第8条において準用する鳥取県官住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの								2 同条例第8条において準用する鳥取県官住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの				
(一) 同条例第7条の規定による特別県官住宅の入居者の選考及び決定								(一) 同条例第7条の規定による特別県官住宅の入居者の選考及び決定				
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの								(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの								(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの								(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				
(二) 同条例第8条第1項の規定による特別県官住宅の入居補欠者の決定								(二) 同条例第8条第1項の規定による特別県官住宅の入居補欠者の決定				
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの								(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの								(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの								(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの								(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				
(三) 同条例第9条第1項の規定による期日の指定及び保証人の適否の認定								(三) 同条例第9条第1項の規定による期日の指定及び保証人の適否の認定				
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの								(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの								(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの								(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(4) 口野総合事務所の管轄区域に係るもの								(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの				
(四) 同条例第9条第2項の規定による期日の指定及び保証人の免除の認定								(四) 同条例第9条第2項の規定による期日の指定及び保証人の免除の認定				
(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの								(1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの								(2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの				
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの								(3) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの				

務所の管轄区域に係るもの	○ 所県土整備局長	土整備局の管轄区域に係るもの	○ 整備局長
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烏取地方国土整備局長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(5) 同条例第9条第3項の規定による特別県営住宅入居の取消し	○ 中部総合事務所県土整備局長	(5) 同条例第9条第3項の規定による特別県営住宅入居の取消し	○ 烏取地方国土整備局長
(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所県土整備局長	(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(2) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 米子地方国土整備局長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烏取地方国土整備局長	(3) 米子地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所県土整備局長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(5) 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知	○ 西部総合事務所県土整備局長	(5) 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知	○ 米子地方国土整備局長
(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烏取地方国土整備局長	(2) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(3) 米子地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烏取地方国土整備局長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烏取地方国土整備局長
(7) 同条例第9条の2の規定による同項の承認	○ 中部総合事務所県土整備局長	(7) 同条例第9条の2の規定による同項の承認	○ 烏取地方国土整備局長
(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 西部総合事務所県土整備局長	(1) 烏取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(2) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 米子地方国土整備局長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烟取地方国土整備局長	(3) 米子地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所県土整備局長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烟取地方国土整備局長
(8) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予	○ 西部総合事務所県土整備局長	(8) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予	○ 烟取地方国土整備局長
(1) 烟取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(1) 烟取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烟取地方国土整備局長	(2) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 米子地方国土整備局長
(3) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長	(3) 米子地方国土整備局の管轄区域に係るもの	○ 日野総合事務所県民局長
(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烟取地方国土整備局長	(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○ 烟取地方国土整備局長
(9) 同条例第4条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示	○ 中部総合事務所県土整備局長	(9) 同条例第4条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示	○ 烟取地方国土整備局長
(1) 烟取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 中部総合事務所県土整備局長	(1) 烟取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの	○ 倉吉地方国土整備局長
(2) 中部総合事務所の管轄区域	○ 西部総合事務所県土整備局長	(2) 倉吉地方国土整備局の管轄区域	

務
 (一) 雇用・能力開発機関法(平成11年法律第20号)第19条第3項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第7号)第8条第1項に規定する労働者住宅(工場労働者財産形成促進法(昭和46年法律第2号))第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を活用するための資金の貸付けに係る工事の審査
 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (2) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの
 (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの

○ 鳥取地方県土整備局長
 ○ 中部総合事務所県土整備局長
 ○ 西部総合事務所県土整備局長

務
 (一) 雇用・能力開発機関法(平成11年法律第20号)第19条第3項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第7号)第8条第1項に規定する労働者住宅(工場労働者財産形成促進法(昭和46年法律第2号))第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付けに係る工事の審査
 (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (2) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの

○ 鳥取地方県土整備局長
 ○ 倉吉地方県土整備局長
 ○ 米子地方県土整備局長

十一 略

十二 住宅復興支援の事務

1 自然災害により被災した住宅に復興に対する補助及び利子補給に係る事務
 (一) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (二) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (三) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (四) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (五) 口野総合事務所の管轄区域に係るもの

○ 鳥取地方県土整備局長
 ○ 八頭地方県土整備局長
 ○ 中部総合事務所県土整備局長
 ○ 西部総合事務所県土整備局長
 ○ 口野総合事務所県局長

十一 略

十二 住宅復興支援の事務

1 自然災害により被災した住宅に復興に対する補助及び利子補給に係る事務
 (一) 鳥取地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (二) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (三) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (四) 米子地方県土整備局の管轄区域に係るもの
 (五) 口野総合事務所の管轄区域に係るもの

○ 鳥取地方県土整備局長
 ○ 八頭地方県土整備局長
 ○ 倉吉地方県土整備局長
 ○ 米子地方県土整備局長
 ○ 口野総合事務所県局長

十三 下水道法(昭和33年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務

1～6 略
 7 同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は同条第2項の規定による流域施設公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等
 8 同法第25条の8の規定による流域施設公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等
 9～13 略
 14 同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道から流入する流水の水質検査等
 15 同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による

十三 下水道法(昭和33年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務

1～6 略
 7 同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限又は同条第2項の規定による流域施設公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等
 8 同法第25条の8の規定による流域施設公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等
 9～13 略
 14 同法第25条の10において準用する同法第21条の規定による流域下水道から流入する流水の水質検査等
 15 同法第25条の10において準用する同法第23条の規定による